

介 第 2131 号

平成25年3月22日

各介護保険事業者 様

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長

介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により「倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日倉敷市条例第59号）」（以下「指定地域密着型サービス条例」という。）及び「倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月14日倉敷市規則第16号）」（以下「指定地域密着型サービス規則」という。）並びに法第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により「倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日倉敷市条例第60号）」（以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）及び「倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年3月14日倉敷市規則第17号）」（以下「指定地域密着型介護予防サービス規則」という。）を定め、平成25年4月1日から施行することとしています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定地域密着型サービス条例」、「指定地域密着型サービス規則

」，「指定地域密着型介護予防サービス条例」及び「指定地域密着型介護予防サービス規則」の運用に当たっては，「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）の運用のために発出された「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し，これを踏まえて指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は，適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「指定地域密着型サービス条例」，「指定地域密着型サービス規則」，「指定地域密着型介護予防サービス条例」及び「指定地域密着型介護予防サービス規則」において本市独自に盛り込まれた基準等については，市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので，指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は，別紙の留意事項を十分に確認の上，適正に事業を運営すること。

(別紙)

第1 指定の要件

(指定地域密着型サービス条例第4条, 指定地域密着型介護予防サービス条例第4条)

指定の申請者は法人でなければならない。

第2 地域密着型サービス

1 総則

(1) 虐待防止等に係る研修(地域密着型サービス共通)

(指定地域密着型サービス条例第6条第1項)

高齢者の尊厳を守り, 高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は, 「高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」(以下, 「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(2) 成年後見制度の活用(地域密着型サービス共通)

(指定地域密着型サービス条例第6条第2項)

成年後見制度は, 認知症, 障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し, 支援するための制度である。

事業者は, 適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では, 各種契約, 不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり, 利用者を法律的に支援する必要がある等)は, 地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し, 利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(3) 非常災害対策(指定認知症対応型通所介護, 指定小規模多機能型居宅介護, 指定認知症

対応型共同生活介護, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護, 指定

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, ユニット型指定地域密

着型介護老人福祉施設入所者生活介護，指定複合型サービス)

(指定地域密着型サービス条例第7条)

事業者は，非常災害に際して必要な具体的計画の策定，関係機関への通報及び連携体制の整備，避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また，非常災害時には，事業者として，援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は，利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか，土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ，想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに，その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合，事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また，防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても，防火管理について責任者を定め，その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また，非常災害時には，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め，全ての従業者がその内容を熟知し，実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い，避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合，実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は，非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように，事前に市町村や地域住民のほか，医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定地域密着型サービス規則第4条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第32条第2項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の4(11)、(16)、(25)、(26)及び(27)の「二年間」は、指定地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

3 夜間対応型訪問介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型サービス条例第21条第1項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等につ

いて常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第42条第2項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(2)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の二の4(2)の「二年間」は、指定地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

(3) 準用

(指定地域密着型サービス規則第43条)

準用の規定により、2の(1)を参照すること。

4 認知症対応型通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型サービス条例第30条第2項)

夜間対応型訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、3の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第54条第2項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(2)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の三の3(3)の「二年間」は、指定地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

(3) 準用

(指定地域密着型サービス規則第 5 5 条)

準用の規定により，2 の (1) を参照すること。

5 小規模多機能型居宅介護

(1) 介護等に規定する食事に関する地産地消

(指定地域密着型サービス規則第 6 7 条第 3 項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から，地域の旬の食材を活用し，季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第 7 6 条第 2 項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (2) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の四の 4 (5) ， (6) ， (9) 及び (1 8) の「二年間」は，指定地域密着型サービス規則の規定に従い，「五年間」とする。

(3) 準用

(指定地域密着型サービス規則第 7 7 条)

準用の規定により，2 の (1) を参照すること。

6 認知症対応型共同生活介護

(1) 介護等に規定する食事に関する地産地消

(指定地域密着型サービス規則第 8 5 条第 3 項)

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため，5 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第 9 3 条第 2 項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(2)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の五の4(2)、(4)及び(5)の「二年間」は、指定地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

(3) 準用

(指定地域密着型サービス規則第94条)

準用の規定により、2の(1)を参照すること。

7 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型サービス条例第50条第6項)

夜間対応型訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、3の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第109条第2項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(2)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の六の3(4)、(6)、(7)及び(12)の「二年間」は、指定居地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型サービス条例第55条第6項)

夜間対応型訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、3の(1)を参照すること。

(2) 食事に規定する地産地消

(指定地域密着型サービス規則第118条第2項)

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、5の(1)を参照すること。

と。

(3) 社会生活上の便宜の提供等に規定するレクリエーション

(指定地域密着型サービス規則第120条第1項)

充実した日常生活につながるよう、入院患者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型サービス規則第132条第2項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(2)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の七の4(2)、(4)及び(5)の「二年間」は、指定地域密着型サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

(5) 準用

(指定地域密着型サービス規則第133条)

準用の規定により、2の(1)を参照すること。

(6) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型サービス条例第60条8項)

夜間対応型訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、3の(1)を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定地域密着型サービス規則第137条第2項)

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、5の(1)を参照すること。

ウ 準用

(指定地域密着型サービス規則第142条)

準用の規定により，（４）及び（５）で準用する２の（１）を参照すること。

9 複合型サービス

（１）記録の整備に規定する保存年限

（指定地域密着型サービス規則第１４９条第２項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（２）を参照すること。

基準省令解釈通知第三の八の４（２）及び（４）の「二年間」は，指定地域密着型サービス規則の規定に従い，「五年間」とする。

（２）準用

（指定地域密着型サービス規則第１５０条）

準用の規定により，２の（１）及び５の（１）を参照すること。

第３ 地域密着型介護予防サービス

1 総則

（１）虐待防止等に係る研修（地域密着型介護予防サービス共通）

（指定地域密着型介護予防サービス条例第６条第１項）

高齢者の尊厳を守り，高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）」（以下，「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

（２）成年後見制度の活用（地域密着型介護予防サービス共通）

（指定地域密着型介護予防サービス条例第６条第２項）

成年後見制度は，認知症，障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し，支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

（３）非常災害対策（地域密着型介護予防サービス共通）

（指定地域密着型介護予防サービス条例第7条）

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

2 介護予防認知症対応型通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定地域密着型介護予防サービス条例第17条第2項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定地域密着型介護予防サービス規則第4条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型介護予防サービス規則第29条第2項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1（2）の「二年間」は、指定地域密着型介護予防サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

3 介護予防小規模多機能型居宅介護

（1）記録の整備に規定する保存年限

（指定地域密着型介護予防サービス規則第46条第2項）

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の（3）を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の2（2）の「二年間」は、指定地域密着型介護予防サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

（2）介護等に規定する食事に関する地産地消

（指定地域密着型介護予防サービス規則第47条第3項）

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

（3）準用

（指定地域密着型介護予防サービス規則第49条）

準用の規定により、2の（2）を参照すること。

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定地域密着型介護予防サービス規則第 6 2 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の 3 (2) の「二年間」は、指定地域密着型介護予防サービス規則の規定に従い、「五年間」とする。

(2) 介護等に規定する食事に関する地産地消

(指定地域密着型介護予防サービス規則第 6 3 条第 3 項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(3) 準用

(指定地域密着型介護予防サービス規則第 6 5 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。